

No. No. No.	事業名	【所管課】	事業概要	平成30年度実施計画	平成30年度実施状況	H30年度 評価	成果の目標値				令和元年度の実施計画	現計画 達成度	5か年(27～31)の 実績及び達成度を巡る進捗理由
							指標名	H元年度目標値	H30年度実績値	H31年度目標値			
★	子どもの居場所づくり事業 (コミュニティ関係業務)	子ども育成課	子どもたちに安心で安全な居場所を提供し、異年齢交流や体験活動などの機会を与えるため、子どもの居場所づくりを推進する。コミュニティでの居場所づくり事業の推進、人材育成、情報発信などを行う。市内12地区すべてのコミュニティで子どもの居場所づくり事業を協働で行う。	コミュニティや市民活動団体との協働で子どもの居場所づくりを進め、子どもたちと地域の人のふれ合いや異年齢、異世代間交流の機会を創出する。引き続き12地区全てのコミュニティで子どもの居場所づくり事業を協働委託（1地区20万円）、施設開放型へ移行していく。併せて、地域での子どもの居場所事業を担う人材の発掘・養成を行う。また、コミュニティにおける施設開放型子どもの居場所を整備するため子どもの居場所整備事業補助金（1地区50万円を上限）を活用する。	12地区コミュニティへ対し居場所づくり事業を委託し、コミュニティ内の各部会等が中心となつて月1回程度の講座・イベントを企画・開催した。実施として、12地区で383回実施し、合計10,156名の参加があった。また、子どもの居場所整備事業補助金を活用し、「おもしろ子ども学習事業」に向けて、大島地区（iPadやPC等の電子機器）の整備を行った。	B	①子どもの居場所づくり事業参加者数 ②実施地区数	①6,000人 ②12地区	①10,156人 ②12地区	①11,148人 ②12地区	B	市内全12地区で子どもたちに安心で安全な居場所づくりを推進し、異年齢交流や体験活動などの機会を創出する。引き続き12地区すべてのコミュニティで、子どもが自然や道具を活用して体験できる環境整備や、子どもの数に即して電子機器等の備品が整備されていることなどの整備を実施し、子どもの居場所づくりを図った。	
★	子どもの居場所づくり事業 (プレーパーク業務)	子ども育成課	子ども基本条例の理念を基に子どもの体験活動の推進を図るため、子どもが自由な発想で遊ぶ「子どもプレーパーク」の運営と「出張プレーパーク」「放課後プレーパーク」の拡充、中高生を対象とした居場所づくりを行う。	市民活動団体への委託により、プレーパークを開催し、出張プレーパークの拡大を図る。	市民活動団体「With Wind」へ業務委託を行い、平成30年度は年間96回プレーパークを実施、合計3,112名の参加があった。また、月1回程度市内各地域でもプレーパークを実施（1,058名の親子が参加）し、タウンプレスでも毎月広報を行ったことで、前年度より参加者が21%増加した。	B	①プレーパーク参加者数 ②実施回数		①3,112人 ②96回	①3,771人 ②99回	B	宗像市子ども基本条例の「居場所づくり」推進のため、市民活動団体「With Wind」へ業務委託し、プレーパーク事業を実施する。メイト広で子どもプレーパーク他、市内各地で出張プレーパークも実施を予定している。	
★	子ども育成推進事業	子ども育成課	子ども基本条例関連施策の推進を図る。子ども基本条例が目指す子どもにやさしいまちづくりを推進する施策の展開が子どもの自尊感情を高め、個性を伸ばすことで将来の夢を持つ子どもの育成に繋げる。世界一歩先いた科学広場、夏の課外授業、わくわく体験報告会など子どもの体験活動の充実を図る。	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども基本条例に基づく宗像市子ども・子育て支援事業計画について次世代育成支援対策推進法への報告、事業を通して進捗管理、見直しを行う。夏の課外授業、わくわく体験報告会などを実施することで子どもの体験活動の充実を図る。世界一歩先いた科学広場、夏の課外授業、わくわく体験報告会など子どもの体験活動の充実を図る。	次世代育成支援対策推進法を年2回開催し、計画の進捗状況等の報告を行った。世界一歩先いた科学広場は、31ブース、115人の参加、夏の課外授業は、33事業所が参加し子どもの体験活動の充実に繋がった。子ども基本条例の啓発活動として、子ども向けパンフレット各地区コミュニティ及び各小中学校に子どもの権利の日である11月20日のほりきり旗を掲載してもらう依頼し啓発に繋がった。わくわく体験報告会では10団体が発見し、子どもたちの「意見を表明する権利」を保障できた。	B	将来の夢、目標を持っている中学生の割合（学習意識調査結果）	75%	72%	74%	B	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども基本条例に基づく宗像市子ども・子育て支援事業計画について次世代育成支援対策推進法への報告、事業を通して進捗管理を行うことなど、世界一歩先いた科学広場、夏の課外授業、わくわく体験報告会などを実施することで子どもの体験活動の充実を図る。街頭発表や市民向け学習会等を行い、子ども基本条例の啓発活動及び関連施策の推進を図る。（世界一歩先いた科学広場は平成30年度で終了）	
★	子どもまつり事業	子ども育成課	乳幼児から高齢者までが楽しく参加し、異年齢交流ができる子どもまつりを開催する。各種体験ブースやステージ発表を通して、子どもが大人と関わり様々なことを体験できる場を設けたり、まつりの企画運営に関わる子ども実行委員を経験させることで、子ども一人ひとりの育ちを支援する。	「子どもまつり実行委員会」及び「子ども実行委員会」を規定する「子どもまつり実行委員会設置要領」を制定する。子ども基本条例に基づき、子どもまつりを運営するに際して、子どもの意見表明の機会を提供するとともに様々な体験、活動や発表の場を提供する。子どもまつりの企画運営に関わる子ども実行委員会を組織し、11月に子どもまつりを開催する。	「子どもまつり実行委員会」及び「子ども実行委員会」を規定する「子どもまつり実行委員会設置要領」を制定し、子どもの意見表明の機会を提供するとともに様々な体験、活動や発表の場を提供した。子ども実行委員17名、中高生ボランティア78名参加。来場者8,500名。	B	子ども関係出展（店）者数	40団体	41団体	39団体	B	「子どもまつり実行委員会設置要領」を制定し、「子どもまつり実行委員会」及び「子ども実行委員会」を設置して子どもまつりを開催した。子どもまつりでは、約40団体の出展、8,500人が来場し、子どもを中心とした地域全体の事業を実施した。子どもまつり実行委員会、子どもまつり本部では子どもの意見表明の場や、活動発表の場を提供した。	
★	小学生宿泊体験事業	教育政策課	小学生が、宿泊体験活動を通じて異学年での共同生活や学習活動を行い、他者と関わる力や集団生活におけるリーダー、基本的な生活マナー、基本的な生活習慣を身につけることを目指す。福津市と協働して長野県松本市からの交流使節団との小学生相互交流を行い、通う生活文化をもった子どもたちとの交流を通じて、生きた都市間交流と社会教育を行う。	小学生に対し宗像市内の宿泊施設を利用した小学校宿泊体験事業への補助を行う。長野県松本市から小学生を迎え入れ、文化・環境・生活習慣の異なる地域の子どもと共生して直接体験することを通して、宗像市・福津市の子どもたちの健全育成を図る。	宗像市内の宿泊施設を利用した小学校宿泊学習事業に対し、交流活動等に係る経費の補助を実施した。また、宗像市、福津市の小学生を長野県松本市に派遣し、松本市の小学生との交流や雪国生活などを通して、ふるさとを見つめなおし、幅広く柔軟な考えをもつ次世代間の育成を成す。	B	小学校宿泊体験実施学校数	15校	15校	15校	B	宗像市立学校在籍の小中学生に対し、宗像市内の宿泊施設を利用した小学校宿泊学習事業の交流活動等に係る経費の補助を行う。また、宗像市、福津市の小学生を長野県松本市から小学生を迎え入れ、文化・環境・生活習慣の異なる地域の小学生との交流を通して、宗像市・福津市の小学生の健全育成を図った。	
★	中学生職場体験事業（ワークワーク）	教育政策課	中学生の職業観・勤労観を育み心豊かにたくましく生きる能力を養うため、市内事業所などの協力を得て1日間の職場体験を行う。	家庭・学校・地域と連携し市内約250事業所の受入れ協力により、中学2年生に対して職場体験活動を行う。	家庭・学校・地域と連携し、市内253事業所の受入れ協力により、中学校の2年生及び義務教育学校の8年生に対して職場体験活動を行った。また、新規受入事業所の開拓により生徒が選択できる業種の拡大に努めた。	B	将来の道路を考えるきっかけとなった子どもの数	95%	94%	97%	B	成果指標である「将来の道路を考えるきっかけとなった子どもの数」が高水準を捉えており、生徒からのアンケートについても道路関係に関する回答が多数であったため、計画通りに実施できたと考えた。	
★	特別支援教育推進事業	教育政策課	特別支援教育に対する保護者の理解を促し、特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう教育環境を整備する。	特別な教育支援を要する児童生徒の在籍校を対象に、専門家チームの巡回相談、講演会により学校及び地域における教育支援体制の整備を図る。また、該当年度の保護者に対しては、医学的、心理学的、教育的診断を行い、的確な就学についての助言を行う。各学校に特別支援教育支援員を2人程度の配置を行う。	巡回相談（県事業等）の円滑な運用により、各校への情報提供及び専門家による相談事業を実施すること、学校及び地域の教育支援体制の整備を行った。特別な教育支援を要する児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員を3人増員（計38人）、各校に「アリンコ」により実情に応じた支援員の配置に努めた。さらに支援員に対する研修の実施により、教育体制の充実に努めた。子どもの就学先について、医学的・心理学的・教育的診断を行い、保護者への助言を行った（就学相談実施回数：14回、相談件数：173件、判断結果と助言の就学：159件）。	B	本人の希望する先の就学率	100%	92%	96%	B	巡回相談（県事業等）を通じた専門家による相談事業を積極的に行ったことにより、教育支援体制の整備を進めることができた。特別な教育支援を要する児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員の配置を行う。子どもの就学先について、医学的・心理学的・教育的診断を行い、保護者への的確な助言を行ったことにより、本人の希望に応じた就学率が90%以上を維持することができた。	
★	学校適応指導教室運営事業	子ども支援課	学校適応指導教室を設置・運営し、不登校の児童生徒の自立する力を養い、学校に復帰できるようにする。	学校適応指導教室を運営して、通室生に対する集団適応指導・生活習慣指導・体験活動・個に応じた学習指導・教育相談等により学校復帰に向けた意欲の醸成等を図るとともに、関係機関との連携、保護者支援を行う。また、市内の小中学校に在籍する不登校児童生徒に関する情報収集と情報交換を行い、学校と連携して通室につなげるための働きかけを行う。	学校適応指導教室を運営して、通室生に対する集団適応指導・生活習慣指導・体験活動・個に応じた学習指導・教育相談等により学校復帰に向けた意欲の醸成等を図るとともに、関係機関との連携、保護者支援を行った。また、市内の小中学校に在籍する不登校児童生徒に関する情報収集と情報交換を行い、学校と連携して通室につなげるための働きかけを行った。また、家庭訪問相談支援事業を新設し、学校と教育サポート室・スクールに通う不登校児童生徒、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望にもとじて「家庭訪問相談支援員」が定期的に家庭を訪問し、信頼関係の構築を手掛かりに、メールでの通室、在籍している小・中・義務教育学校への登校や社会的自立を目指す。	B	通室生の不登校解消率	70%	通室生の不登校解消率：30%	通室生の不登校解消率：35%	B	学校適応指導教室を運営して、通室生に対する集団適応指導・生活習慣指導・体験活動・個に応じた学習指導・教育相談等により学校復帰に向けた意欲の醸成等を図るとともに、関係機関との連携、保護者支援を行う。また、市内の小中学校に在籍する不登校児童生徒に関する情報収集と情報交換を行い、学校と連携して保護者支援を行い、通室につなげるための働きかけを行った。また、家庭訪問相談支援事業を新設し、学校と教育サポート室・スクールに通う不登校児童生徒、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望にもとじて「家庭訪問相談支援員」が定期的に家庭を訪問し、信頼関係の構築を手掛かりに、メールでの通室、在籍している小・中・義務教育学校への登校や社会的自立を目指す。	
★	教育相談事業	教育政策課 子ども支援課	市内小中学校にスクールカウンセラーなどの心の専門家を派遣し、学校の教育相談機能を高め、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決につなげる。教育委員会に相談員を設置し、保護者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題の迅速な解決につなげる。	市内すべての中学校と教育委員会にスクールカウンセラー（臨床心理士）を配置し、児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する相談員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言等を行う。教育委員会に教育相談員を設置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望等に対応する。スクールソーシャルワーカー（SSW）活用に関するモデル研究継続、関連部署と連携しSSWの効果検証を行い、今後の配置の在り方を検討する。	・小中学校の教育相談体制を継続整備するための、市立すべての中学校を対象に県費スクールカウンセラーを派遣し、小中学校については、市費スクールカウンセラーを派遣を行った。 ・教育委員会に教育相談員を設置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望などに対応した。 ・スクールカウンセラーが受け付けた相談件数：2301件 ・教育相談員が受け付けた相談件数：43件 ・スクールソーシャルワーカー対応件数：1491件	B	相談解決率（教育相談員が対応した事業について解決または何らかの改善が図られた割合）	100%	100%	100%	B	市内すべての中学校（義務教育学校後期課程含む）と教育委員会にスクールカウンセラー（臨床心理士）を配置し、児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する相談員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言等を行う。引き続き、教育委員会に教育相談員を設置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望等に対応する。スクールソーシャルワーカーに必要に応じて、電話相談や必要に応じて学校へ出向くなど、教育相談体制の充実を図った。	

事業名	【所管課】	事業概要	平成30年度実施計画	平成30年度実施状況	H30年度 評価	成果の目標値				令和元年度の実施計画	現計画 達成度	5か年（H27～R1）の実績及び達成度を選んだ理由	
						指標名	R1年度目標値	H30年度目標値	H29年度実績値				
10 障害児通所支援など事業	福祉課	未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など支援を行う。（児童発達支援）就学児に、生活技能の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。（放課後等デイサービス）入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活を助けるための支援を行う。（居宅介護）介護者が病気の場合などに、短期間の施設入所により入浴や排泄する。食事の介護などを行う。（短期入所）家族の負担の一時的な軽減を図るため、障害者支援施設などにおいて、活動の場の提供や見守りなどを行う。（日中一時支援）	適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図る。	障害児通所支援に関しては、適切に支給決定を行い、支援の確保を図った。（児童発達支援利用者数：222人、放課後等デイサービス利用者数：240人（年度末時点））また、日常生活等における支援に関して、短期入所や日中一時支援等サービスについても適切な支給決定を行った。（居宅介護：15人、短期入所：43人、日中一時支援：35人（年度末時点））支援における連携体制に関して、定期的に放課後等デイサービス連携会議（H30年度は3回）を開催し、関係事業所と連携し、情報共有を図った。	B	介護給付費等給付額	—	—	—	・障害児通所給付費等：435,799千円・居宅介護給付費：58,768千円・短期入所給付費等：45,126千円・日中一時支援委託費：3,081千円	・障害児通所給付費等：286,636千円・介護給付費：927,300千円	障害児通所支援の適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図る。また、日常生活等における支援として、居宅介護や短期入所、日中一時支援等のサービスを提供してきていた。障害者等デイサービス連携会議を開催し、関係事業所と連携し、情報共有を図り、支援の質の向上に努めてきた。	B
11 知的障害者施設（のぞみ園）運営事業	子ども支援課	市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行う。	・児童発達支援事業所「のぞみ園」において、未就学児とその保護者を対象にした療育を実施する。 ・安全で充実した療育支援ができるよう施設職員の体制を整備する。	・市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行った。 ・のぞみ園の利用者に対する支援利用計画作成に取り組んだ。	B	利用登録件数	—	182件	191件	・児童発達支援事業所「のぞみ園」において、未就学児とその保護者を対象にした安心、安全な療育を実施する。 ・障害児相談支援事業に取り組む。	B	・利用者の増加に伴い、指導員を増員して療育体制の充実を図った。 ・利用計画作成率を70%から100%に伸ばすことができた。	
12 発達障害支援事業	子ども支援課	①主に中学生までの子どもとその保護者の総合相談窓口として、電話や窓口、面談、子どもの支援に必要な各種検査実施、医師の診察を実施②相談係、子どもの支援に必要な連携調整を各機関（医療・教育・福祉など）と行い、支援調整を行う。 ③市内保育所・幼稚園への巡回相談④発達障害に関する専門研修の開催⑤市民啓発⑥発達障害などに関する市民自主支援団体への活動支援⑦庁舎内外関係機関との連携調整は必要時迅速に行い、支援体制を構築していく。	・発達に関する総合相談窓口として市民の相談に対応し、関係機関と連携した適切な発達支援を行う。 ・保育所・幼稚園の巡回相談と職員研修、発達障害に関する講演会等を実施し啓発事業に取り組む。 ・支援が必要な未就学児について利用計画の作成と管理を行う障害者相談事業に取り組む。	・乳幼児から小・中・義務教育学校の子どもの保護者を対象に、発達に関する相談や発達検査を行い、関係機関と連携した支援を行った。 ・市内認可保育施設への巡回相談を実施し、先方と連携しながら、発達に課題のある子どもを早期療育、支援につなげた。 ・発達障がいに対する理解を深めるための市民講演会や研修会、講座等を実施した。	B	総合相談件数	—	2263件	2,069件	・発達に関する総合相談窓口として市民の相談に対応し、関係機関と連携した適切な発達支援を行う。 ・保育所・幼稚園・認定こども園の巡回相談や職員研修研修等を実施する。 ・発達障がいに関する市民講演会や講座等を実施する。	B	発達に関する総合相談窓口として、内外部の関係機関と連携した支援を行ってきた。特に、市内保育施設や小・中・義務教育学校との連携により、早期の療育や適切な就学につなぐ取り組みが定着している。	
13 発達障害早期発見事業	子ども支援課	年中（満4歳）幼児対象。宗像医師会、宗像園医会、宗像市保育所連盟、宗像幼稚園連盟と行政が共同し、各国が行う内科健診に併設して健康診断を実施する。成長発達に支援が必要な児童や要保護児童を早期発見、早期支援につなげる。また様々な保護者の意見の届きに対応することで、不安軽減の機会とする。なお、市外の保育所・幼稚園などの利用者は市が実施する乳幼児健診を受診する。	・市内の保育所・幼稚園と連携した年中健診を実施する。	満4歳児を対象に、年中健診を実施した。 発達に課題のある子どもたちを、早期の相談や療育につなげた。	B	健診受診率	95%	96%	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園と連携した年中健診を実施する。	B	健診受診率はほぼ95%で推移し、健診後のフォローも徹底できた。保護者が就学を見据えて子どもの発達を確認する機会になっている。		
14 小中一貫教育推進事業	教育政策課	生きる力を身に付けた子どもの育成に向けて、中学校区ごとに共通の目標を設定し、その実現のために協議して義務教育9か年での一貫したカリキュラムのもと教育活動を実施する小中一貫教育を推進する。家庭・地域と協働する小中一貫教育を目指し、①つなぎとを学ぶコーディネーターの設置 ②学校運営協議委員会による評価 ③家庭学習強化の取組みなどを行う。	6中学校区に学園コーディネーターを配置して、学校間や学校と地域・家庭が円滑に連携できるように連絡調整を行うとともに、小中一貫教育推進のため、授業支援、教職員の人材育成および広報活動等を行う。業務教員等の移動手段確保のため、城山中学校区の小学校等に公用車を配備する。新たに自由ヶ丘・城山中学校区の7小中学校に研究指定整備を行うとともに、研究指定2年目である中央・河東中学校区の研究発表に向けた活動を支える。小中一貫教育全国サミットで先進事例の情報収集および実践発表を行う。小中一貫教育を広く周知し、学校・家庭・地域が協働する教育活動をするため、学校やPTAから企画を募ってPR活動を行う。また、小中一貫教育の発展系となる義務教育学校設置に関する調査研究を行うとともに、一定の方針を示す。	・「自立しかかりを深める子ども」を育成するため、第Ⅱ期小中一貫教育基本方針に基づき、市内小中学校で小中一貫教育を実施した。また、学校・家庭・地域の連携強化を図るため、学園コーディネーターを6中学校区に1名ずつ配置した。 ・新たに玄海中学校区に小中一貫教育の研究指定を行うとともに、2年目となる自由ヶ丘中学校区及び城山中学校区にて研究発表を行った。 ・業務教員等の移動手段の確保のため、吉武小学校及び自由ヶ丘南小学校に公用車を配備した。 ・小中一貫教育サミットに参加し、先進事例の情報を収集するとともに、情報発表を行った。	B	中1不登校数 業務発令数	9人 20件	18人 20件	13人 24件	6中学校区に学園コーディネーターを1名ずつ配置し、学校間や学校と地域・家庭が円滑に連携できるように連絡調整を行うとともに、小中一貫教育推進のため、授業支援、教職員の人材育成および広報活動等を行う。研究指定2年目である玄海中学校区の研究発表に向けた活動を支える。小中一貫教育全国サミットで先進事例の情報収集および実践発表による情報発信を行う。小中一貫教育を広く周知し、学校・家庭・地域が協働する教育活動をするため、学校やPTAから企画を募ってPR活動を行う。今年度から中央・日の里中学校区の2学園でコミュニティ・スクールのモデル事業を実施する。	B	第Ⅱ期小中一貫基本方針に基づき、研究指定校による連携調整、学園コーディネーターを6学園に1名ずつ配置、各学校に公用車を配備等計画どおりを実施することができた。さらに、平成30年度には義務教育学校「宗像市立大島学園」を開校することができた。また、令和元年度から中央・日の里中学校区の2学園でコミュニティ・スクールのモデル事業を実施することができた。	
15 学力向上支援事業	教育政策課	「確かな学力」の育成や特別な支援を要する児童生徒への指導のため、指導方法の工夫改訂に取り組む小中学校に対して学力向上支援教員を配置して、きめ細やかな指導及び個別に合った指導の充実を図る。	児童生徒の学力向上に向けて、小中学校に学力向上支援教員を22人配置し、チームティーチングによる学習指導、習熟度別・課題別学習などの少人数指導及び小中一貫教育推進のための業務教員の後補充、業務授業、小中学校教科担任制に伴う補助等を行う。	昨年度に引き続き、児童生徒の学力向上のため、市立学校18校に学力向上支援教員21人を配置し、チームティーチングによる学習指導や習熟度別・課題別学習などの少人数指導などを行った。加えて、学生ボランティアによる放課後学習支援を行い、学力の底上げに向けた取組みを強化した。	B	①小6テスト（国・算）の平均正答率 ②中3テスト（国・数）の平均正答率 （全国平均正答率100%）	①105% ②105%	①106.2% ②102.9%	①103.6% ②100.4%	児童生徒の学力向上に向けて、市立学校に学力向上支援教員を昨年度当初予定と同数の22人を配置し、チームティーチングによる学習指導、習熟度別・課題別学習などの少人数指導及び小中一貫教育推進のための業務教員の後補充、業務授業、小中学校教科担任制に伴う補助等を行う。放課後学習支援を行う学生ボランティア等の安定的な参加を促進するため、昨年度に引き続き、福岡教育大学と協働連携した事業展開を行う。また、各学校のニーズに合わせたボランティア派遣を行うため、教育連携コーディネーターと各学校で調整を行い、より参加しやすい事業内容を引き続き調整していく。学校・家庭・地域の協働による学力向上の取組みとしてPTAや地域に向けた情報発信や啓発活動を行うとともに、各地域で行われる学習活動を支援する。	B	学力向上支援教員を配置し、チームティーチングによる学習指導、習熟度別・課題別学習などの少人数指導及び小中一貫教育推進のための業務教員の後補充、業務授業、小中学校教科担任制に伴う補助等を行うとともに、学生ボランティアによる放課後学習支援を行った。きめ細やかな指導や個別に合った指導の充実を図り、児童生徒の学力向上に向けた取組を計画どおり実施できた。	
16 学校支援ボランティア事業	教育政策課	小中学校が地域住民、保護者、市内・近隣の大学との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力してもらえる人材を発掘、活用することで地域の教育力を活かし、教育活動の更なる充実を図る。	放課後学習指導を行う学生ボランティア等の安定的な参加を促進するため、福岡教育大学と協働連携した事業展開を行う。また、各学校のニーズに合わせたボランティア派遣を行うため、教育連携コーディネーターと各学校で調整を行い、より参加しやすい事業内容を整備する。学校・家庭・地域の協働による学力向上の取組みとしてPTAや地域に向けた情報発信や啓発活動を行うとともに、各地域で行われる学習活動を支援する。	福岡教育大学と協働連携し、放課後学習指導等に学生ボランティア等の安定的な参加を行った。また、各学校のニーズに合わせたボランティア派遣を行い、教育連携コーディネーターと各学校で調整を行い、より参加しやすい事業内容を協議した。学校・家庭・地域の協働による学力向上の取組みとしてPTAや地域に向けた情報発信や啓発活動を行うとともに、各地域で行われる学習活動を支援した。	B	ボランティア延べ人数	—	3,546人	3,853人	学生ボランティアの安定的な参加を促進するため、福岡教育大学と協働連携した事業展開を行う。また、各学校のニーズに合わせたボランティア派遣を行うため、教育連携コーディネーターと各学校で調整を行い、より参加しやすい事業内容を整備する。学校・家庭・地域の協働による学力向上の取組みとしてPTAや地域に向けた情報発信や啓発活動を行うとともに、各地域で行われる学習活動を支援する。	B	各学校のニーズに合わせ、流動的に予算を配分し、より多くのボランティアを派遣することができた。市内の大学・学校・家庭・地域の協働による学力向上の取組みとして、PTAや地域に向けた情報発信や啓発活動を行うとともに、各地域で行われる学習活動を支援することができた。	

事業No. (A1)	事業名	【所管課】	事業概要	平成30年度実施計画	平成30年度実施状況	H30年度 評価	成果の目標値			令和元年度の実施計画	現計達成 達成度	5か年（H27～R1）の実績及び達成度を導いた理由	
							指標名	R1年度目標値	H30年度実績値				H29年度実績値
17	学校情報化事業	教育政策課	小中学校の教職員及び児童生徒が教育ネットワーク及びパソコン機器のICT機器を障害発生なく活用できるよう保守管理を行う。	計画に則し、平成21年度に導入した、小・中学校教職員が使用するパソコン・プリンター・サーバ等機器及びソフト、児童生徒が使用する教育用パソコン等について更新を行い、校務支援システムを小中学校に導入する。また、平成26年度から一部の小中学校で導入しているタブレットの利用を拡大し、あわせて特別支援学校にタブレットを導入する。	小・中学校教職員が使用するパソコン・プリンター・サーバ等機器及びソフトの更新を行った。また、教職員の負担軽減のため、校務支援システムを小中学校に導入した。特別支援学校に対して、タブレットを導入した。	B	授業がわかりやすいと感じる子どもの割合	90%	78%	81%	校務支援システムの運用を継続する。また、小・中学校教職員が使用するパソコン・プリンター・サーバ等機器及びソフト、児童生徒が使用する教育用パソコン等について更新するとともに、特別支援学校に対してタブレットを導入する。	成果指標である「授業がわかりやすいと感じる子どもの割合」が高水準を保つことができ、機器の運用について計画通り進捗がとれていた。校務支援システムを全校に導入し、教職員の負担軽減を図った。	
18	学校情報化モデル検証事業	教育政策課	廃止										
19	ALT派遣事業	教育政策課	小学校の外国語活動及び中学校の外国語において、発達段階に即した効果的なALTの活用を図ること、小・中学校の児童生徒に積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けさせること、に「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく身に付けた「英語が使える」となることを図る。福岡教育大学と協働し、外国語教育における教職員の指導力向上を図る。コミュニティ・センターにALTを配置し、地域における外国語活動の場を提供する。	中学校区に1人程度のALTを配置するとともに、学校とALTを連携させるALTマネージャーを配置。引き続き外国語活動推進1校を指定しALTの活用を図る。また、家庭・地域で子どもたちの学力を高める「子どもの学習の場」にも引き続き1人配置。計9人のALTを配置。外国語に「出会う」→「慣れ親しむ」→「深める」→「生かす」活動を通して、「[聞く・話す・読む・書く]の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的なコミュニケーションを図ることのできる子ども」の育成を図る。新学習指導要領に沿った外国語教育の在り方について協議する宗像市外国語教育専門家会議（仮称）を設置し、小学校と中学校の接続や指導方法、評価方法等協議する。また協議した結果は市内小中学校に情報提供し、教育の質の向上と均一化を図る。	中学校区に1人程度のALTを配置するとともに、学校とALTを連携させるALTマネージャーと教員の指導力向上を目的とした英語指導員を配置した。引き続き外国語活動推進校と指定した学校にALTを常駐させた。外国語に「出会う」→「慣れ親しむ」→「深める」→「生かす」活動を通して、「[聞く・話す・読む・書く]の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的なコミュニケーションを図ることのできる子ども」の育成を図った。	B	「英語勉強好き」の中の3の割合	79%	68%	67%	中学校区に1人程度のALTを配置するとともに、学校とALTを連携させるALTマネージャーと教員の指導力向上を目的とした英語指導員を配置する。また、引き続き外国語活動推進校を指定し、ALTの常駐校とする。また、外国語に「出会う」→「慣れ親しむ」→「深める」→「生かす」活動を通して、「[聞く・話す・読む・書く]の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的なコミュニケーションを図ることのできる子ども」の育成を図る。また、ALTマネージャーを配置することで、学校とALTの連携を深め、よりよいALTの活用につながっている。	ALTとの授業について、おおむね6～7割の児童生徒が肯定的に受け止め、積極的にかかわろうとする姿勢ができており、外国語に出会う「慣れ親しむ」→「深める」→「生かす」活動を通して、「[聞く・話す・読む・書く]の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的なコミュニケーションを図ることのできる子ども」の育成につながっていると考えている。また、ALTマネージャーを配置することで、学校とALTの連携を深め、よりよいALTの活用につながっている。	
20	幼児教育振興事業	子ども育成課	幼児教育の多様な展開に対応するため、保育士と幼稚園教員等職員の資質向上を図り、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、小学校教育に活かせるようとする。家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整える。幼児教育と小学校教育の連携を強化し、円滑な接続を図るため、宗像市幼児教育振興プログラムに基づく施策を推進する。保幼小連携だよりの発行やHPの活用により、保幼小連携・接続強化の取り組みを広く周知する。保育参観事業及び小学校統一入学説明会を開催。「保幼小連携期における学びのめやす（仮称）」などの活用による家庭と保幼小の教育者の協働を推進する。	幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園（以下「保幼小」という）連携・保幼小教育者研修会、保幼小小連携会を開催。（第3期）幼児教育プログラムの配布・周知を行うとともに、幼児教育研究協議会で各施策を具体化する事業を実施する。小学校小連携委員会として、6月に園長・小学校長向けの保幼小小連携会を開催。また、5～7月の学校の日に保幼小の教員に小学校参観をしてもらい、そのことをふまえて意見・情報交換を行う。2月には、幼稚園の保育参観と意見交換会を行う。2月には、幼稚園の保育参観と意見交換会を行う。保幼小等教員研修会は、対象者を就園して5年以内の教員とし「保護者との関わり方」を内容とする。2月には、小学校統一入学説明会を開催。保幼小の連携・接続の取り組みを周知するために保幼小連携だよりの発行を行い、HPを活用する。子育て中の家庭向けパンフレット「ぎゅっと」を健診の時に配布する。	幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園（以下「保幼小」という）連携・保幼小教育者研修会、保幼小小連携会を開催。（第3期）幼児教育プログラムの配布・周知を行うとともに、幼児教育研究協議会で各施策を具体化する事業を実施する。小学校小連携委員会として、6月に園長・小学校長向けの保幼小小連携会を開催。また、5～7月の学校の日に保幼小の教員に小学校参観をしてもらい、そのことをふまえて意見・情報交換を行う。2月には、幼稚園の保育参観と意見交換会を行う。2月には、幼稚園の保育参観と意見交換会を行う。保幼小等教員研修会は、就園して5年以内の教員を対象として「保護者との関わり方」について研修を実施し、参加者の取り組みや環境改善のめやすとして園へ結果を伝える。2月には、小学校統一入学説明会を開催。保幼小の連携・接続の取り組みを周知するために保幼小連携だよりの発行を行い、HPを活用する。子育て中の家庭向けパンフレット「ぎゅっと」を健診の時に配布した。また、幼稚園教育要領、保育所保育指針等の改正に伴って「学びのめやす」「スムーズな小学校入学に向けて」の改正を行った。	B	保幼小小連携会、保幼小小連携会、保育士・幼稚園教員研修会の参加者数	255人	362	328人	宗像市幼児教育振興プログラムに基づき、幼児教育の充実を図る。幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園（以下「保幼小」という）連携・保幼小教育者研修会などでの幼児教育の方向性や具体策などを協議・検討し、連携会、研修会や情報交換会を実施し、さらなる保幼小連携事業の充実や幼児教育の推進を図った。保幼小等教員研修会は、「インクルーシブ教育システムの構築について」を内容とし、取組みや課題について協議する。2月には、小学校統一入学説明会を開催。保幼小の連携・接続の取り組みを周知するために保幼小連携だよりの発行を行い、HPを活用する。「学びのめやす」「スムーズな小学校入学に向けて」の関係者への配布と、子育て中の家庭向けパンフレット「ぎゅっと」を健診の時に配布する。	宗像市幼児教育振興プログラムに基づき、幼児教育の充実を図る。幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園（以下「保幼小」という）連携・保幼小教育者研修会などでの幼児教育の方向性や具体策などを協議・検討し、連携会、研修会や情報交換会を実施し、さらなる保幼小連携事業の充実や幼児教育の推進を図った。	
21	学校施設管理	学校管理課	児童・生徒が安心して自ら学校に行きたいと思えるよう、学びの場として充実した環境を整備する。	地島小学校大規模改修3期工事、小学校トイレ大規模改修工事、河東中学校大規模改修2期工事、河東小学校大規模改修2期工事などの改修事業を行い、学校施設の安全性・機能性を確保するとともに、児童生徒が安心してできる教育環境への改善を図る。	学校施設の安全性・機能性を確保するため、地島小学校大規模改修3期工事、小学校トイレ大規模改修工事、河東中学校大規模改修2期工事、河東小学校大規模改修2期工事などの改修事業を行い、児童生徒が安心してできる教育環境への改善を図った。	B	施設の不備による事故発生件数	0件	0件	0件	市内小中学校の教育環境の充実、児童の安全性の向上のため、地島小学校大規模改修3期工事、河東中学校大規模改修2期工事、河東小学校大規模改修2期工事などの改修事業を行い、児童生徒が安心してできる教育環境への改善を図った。	計画的な改修工事を行うことにより、児童生徒が安心して学ぶことのできる教育環境を提供することができた。	
22	学校教育振興事務	教育政策課	児童生徒、教職員、保護者がより良い教育を受けられるように、指導図書や教材を整備する。	開かれた学校づくりに向けた学校・地域・市民活動団体等との連携を行う。各団体の活動に対する補助金・負担金の交付を行う。離島の中・高・大生の通学定期券購入の補助を行う。	開かれた学校づくりに向けた学校・地域・市民活動団体等との連携を行った。各団体の活動に対する補助金・負担金の交付を行った。離島の中・高・大生の通学定期券購入の補助を行った。	B	—	—	—	開かれた学校づくりに向けた学校・地域・市民活動団体等との連携を行った。各団体の活動に対する補助金・負担金の交付を行う。離島の中・高・大生の通学定期券購入の補助を行う。	B	開かれた学校づくりに向けた連携を進めるとともに、円滑な学校運営に向けた支援を行うことができた。	
23	学校・家庭・地域連携教育推進業務	学校管理課	市内小中学校児童生徒が、生活にわたる健康的で豊かな生活を送ることができるようになることを目指し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。学校給食をおとして食育を推進する。学校・家庭・地域が連携し、地元産物を利用した和食・魚食事業を展開し、望ましい食習慣の理解を深めさせる。地元産物と連携し、体験型の食育を推進することで、食についての関心を深め、子どもの郷土愛を育む。	子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせ、また食に関する関心と理解を深める。地域の農水産物生産者との連携を強化するため、学校・家庭・地域連携教育事業で、若手生産者・魚さばき隊等をゲストティーチャーとして活用する。学校給食をおとして食育を推進する。宗像市学校給食会で料理教室等の食育事業を実施する。	食育推進事業については、今年度から小学校・義務教育学校前期課程を対象として事業を行った。地域の大豆生産者の指導により大豆を栽培、地元の給付品納入業者の協力を得て、栽培した大豆から親子で豆腐をつくり試食したほか、味噌やきな粉などさまざまな加工を体験した。地域の郷土料理（梅干し、うさば、だんご）について、栄養教諭の指導のもと児童生徒が調べ学習を行い、その成果を保護者に発表するとともに、地域の食文化を一緒に学ぶ機会に恵まれた。対象とした小学校・義務教育学校前期課程の全校が実施した。	B	事業実施割合	100%	100%	68%	子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせ、また食に関する関心と理解を深める。地域の農水産物生産者との連携を強化するため、学校・家庭・地域連携教育事業で、若手生産者・魚さばき隊等をゲストティーチャーとして活用する。学校給食をおとして食育を推進する。宗像市学校給食会で料理教室等の食育事業を実施する。	B	地域の生産者などゲストティーチャーの指導により育てた野菜を使用した給食や自ら調理した料理を食べること、地域とのつながり、生産者の感謝の心や食に関する興味や理解を深めることができた。実施校も増え小学校・義務教育学校前期課程では全校実施となり、学校ごとに特色のある取り組みが実施できた。
24	学校給食管理運営業務	学校管理課	市内小中学校児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。生産者、家庭、地域と協働し、地産地消を通じた学校での食育に取り組み、和食給食、郷土料理給食、ジビエ給食（ノリシ肉）などを提供を検討し、食文化や食の歴史の理解を進める。	学校給食摂取基準を踏まえ、地元の農畜産物を使用した安全・安心でおいしい給食を提供する。安全・安心な給食を安定的に提供するために、学校給食運営管理、施設設備管理、栄養管理、衛生管理を行う。地元産農水産物の活用を推進する。給食施設の厨房機器の更新を計画的に実施する。	安全・安心な給食の提供をおこなった。調理業務委託の契約期間満了を前にプロポーザル方式により契約業務委託を選定した。厨房機器等の更新（赤間西小、吉武小）を行った。地元産農水産物は、引き続き積極的に利用した。学校給食をおとした食の指導は全校で実施した。	B	学校給食をおとした食の指導実施学校数	21校	21校	22校	調理業務委託は、昨年度選定した事業者と仕様を詰めて契約を行い、8月からの業務開始後も引き続き安全・安心な給食を提供する。計画に基づき、日の西小・河東小の厨房機器の更新を行った。	B	地味小給食食の改善、厨房機器更新計画に沿って地味小の更新、アレルギー対応メニューの改訂に取り組み、安全・安心な学校給食の提供に努めた。
25	食育推進事業	健康課	食を基本とした心身の健康づくりが行えるよう、市民・地域・学校・生産者・企業などと連携して、食生活に関する正しい知識、郷土料理及び地産地消の普及を図り、一人ひとりの取り組みにつなげる。食生活改善推進会をはじめ関係団体と協働し、食生活に関する正しい知識の普及を行う。農水産物産物を通じた学校での食育に取組む。和食給食、郷土料理給食、ジビエ給食（ノリシ肉）などを提供を検討し、食文化や食の歴史の理解を進める。	①「第2次健康むなかた食育プラン」に沿って、食育推進と進行管理を行う。②食生活改善推進員の育成・活動支援を行う。③食生活に関する正しい知識や郷土料理、地産地消の普及を、食生活改善推進会をはじめ、関係機関・団体と連携しながら行う。	①「第2次健康むなかた食育プラン」に沿って、食育推進と進行管理のため、健康づくり推進協議会1回開催を行う。②食生活改善推進員の育成・活動支援を行った。H30年度参加回数 6,525回、普及対象人数延べ 119,133人。③食生活に関する正しい知識や郷土料理、地産地消の普及を、食生活改善推進会をはじめ、関係機関・団体と連携しながら行った。郷土料理、魚食普及回数 41回、参加者延べ 2,030人。	B	むなかた食の応援店認定数	30店	22店	22店	①「第2次健康むなかた食育プラン」に沿って、食育推進と進行管理を行う。②食生活改善推進員の育成・活動支援を行う。③食生活に関する正しい知識や郷土料理、地産地消の普及を、食生活改善推進会をはじめ、関係機関・団体と連携しながら行う。	B	食育の普及や啓発については、概ね計画通りに実施できているが、食の応援店の登録数が伸び悩んでいるため
26	就学前健康診断事業	教育政策課	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、就学相談を行い、適正な就学ができるようにする。	発達支援センター、子ども家庭課と連携して、市内小学校に入学予定者に対する健康診断を実施し、入学前児童の健康状態を把握する。	発達支援センター、子ども家庭課と連携して、市内小学校に入学予定者に対する健康診断を実施した。	B	就学時健康診断受診率	99%	98%	98%	発達支援センター、子ども家庭課と連携して、市内小学校に入学予定者に対する健康診断を実施し、入学前児童の健康状態を把握する。	B	就学予定者に対して、入学前に早期治療を促すことができた。発達支援センターと連携し、適正な就学相談を行うことができた。
27	学校保健事業	教育政策課	小中学校の児童生徒が安全で健康的な学校生活を送ることができるよう、学校医、歯科医師を配置し、健康診断を行う。学校活動中の怪我、疾病に対しては日本スポーツ振興センター保険に関する加入・請求等の事務を行う。教職員に対する健康診断実施、産業医の設置やストレスチェック等を実施する。	小中学校に学校医、歯科医師を配置し、全児童生徒に対して健康診断を行う。学校活動中の児童生徒の怪我等について把握し、補償のための日本スポーツ振興センター保険に関する加入・請求等の事務を行った。教職員に対する健康診断を実施し、産業医の設置やストレスチェック等を実施した。	小中義務教育学校に学校医、歯科医師を配置し、全児童生徒に対して健康診断を行った。学校活動中の児童生徒の怪我等について把握し、補償のための日本スポーツ振興センター保険に関する加入・請求等の事務を行った。教職員に対する健康診断を実施し、産業医の設置やストレスチェック等を実施した。	B	教職員健康診断受診率	62%	62%	62%	小中義務教育学校に学校医、歯科医師を配置し、全児童生徒に対して健康診断を行った。学校活動中の児童生徒の怪我等について把握し、補償のための日本スポーツ振興センター保険に関する加入・請求等の事務を行った。教職員に対する健康診断を実施し、産業医の設置やストレスチェック等を実施した。	B	小中義務教育学校に対して、学校医、歯科医師を配置し、全児童生徒に対して健康診断を行う。学校活動中の児童生徒の怪我等について把握し、補償のための日本スポーツ振興センター保険に関する加入・請求等の事務を行った。教職員に対する健康診断を実施し、産業医の設置やストレスチェック等を実施した。

事業No. (No.1～No.14)	事業名	【所管課】	事業概要	平成30年度実施計画	平成30年度実施状況	H30年度 評価	成果の目標値			令和元年度の実施計画	現計達成 率	5か年(027～R1)の実績及び達成度を選んだ理由
							指標名	R1年度目標値	10年度実績値			
28	読書活動推進事業	図書館課	子どもや子育て中の保護者が、ともに本に親しみ市民図書館を身近に感じることができるよう充実を図る。また、ボランティア、市民活動団体、コミュニティ運営協議会と協働で、小さなことから本に親しむ機会を創出し、子育て世代が何度でも行きたくなるような図書館サービスを提供する。	・宗像市読書のまちづくり推進計画に沿って、適正な管理運営を行い、各種事業を展開する。 ・開館30周年事業を読書推進ボランティアや市民と協働で実施する。 ・電子書籍の導入を検討する。 ・中央館利用者用及び事務室用コピー機を更新する。	・宗像市のまちづくり計画に沿って、各種事業を実施した。 ・宗像ユリックス図書館開館30周年事業を読書ボランティアと協働で行った。3,700人の参加者があった。 ・世界遺産学習推進紙芝居「オガチのすもも湯」を作成し、原画展を開催した。 ・えほんのへやで10周年おはなし会を実施した。 ・電子書籍の導入のために図書館振興財団に申請し、助成金を獲得した(平成31年度歳入)。 ・中央館利用者用コピー及び事務室用コピー機を更新した。	A	講座・イベント等参加者数	10,000人	15,224人	11,727人	B	・宗像市読書のまちづくり推進計画に沿って、適正な管理運営を行い、各種事業を展開する。 ・深田分館利用者用コピー機を更新する。 ・電子図書館サービスを導入する。
29	学校図書館推進事業	図書館課	子どもが、学校図書館を通して読書の楽しさを知ること、豊かな心の育成を図るとともに情報の利活用能力を養う。また、自ら考え、調べ、行動し、生きる力を身につけさせる。学校、地域と協働し、児童・生徒の読書活動、調べ学習を推進する。図書館の活用を推進することで、「読む力」と「調べる力」が身につく環境を提供する。	・学校司書のスキルアップを図るため、研修会を開催する。また、学校との連携(図書館担当教諭を含めて)を図っていく。 ・学校図書館機能を十分に発揮するため、学校図書館の整備や研修会を行う。市図書館を使った調べ学習コンクール、小学生読書リーダー養成講座、中学生読書サポーター養成講座の開催と充実。	・学校司書研修会を年7回開催し「ふるさと学習」に役立つ資料の作成等を行った。学校においては、司書が授業に役立つ図書館資料の提供や教科書に匹敵する本の紹介などを行った。 ・地島小を除く各学校に学校司書を配置し、教職員及び児童生徒を支援した。地島小については、図書館の職員(司書)が毎月訪問し児童の利用指導、読書活動を支援した。 ・6月18日に図書館教育担当者研修会を開催し全校から40人が参加した。授業公開(5年国語単元)及び見学、指導助言(福岡教育大学非常勤講師 鈴木卓氏)、協議等を行った。 ・全学校が参加して第13回調べ学習コンクールを実施した。2,271作品の応募があり、41作品を全国コンクールに出品した。 ・小学生読書リーダー養成講座を実施し37人の読書リーダーが各学校で活躍した。 ・中学生読書サポーター養成講座を実施し各中学校の図書(文化)委員長13人が各学校で活躍した。	B	1学級当たりの図書館活用の回数	・小学校30時間 ・中学校10時間	・小学校25時間 ・中学校10時間	・小学校27時間 ・中学校11時間	B	・学校司書のスキルアップを図るため、研修会を開催する。また、学校との連携(図書館担当教諭を含めて)を図っていく。 ・学校図書館機能を十分に発揮するため、学校図書館の整備や研修会を行う。市図書館を使った調べ学習コンクール、小学生読書リーダー養成講座、中学生読書サポーター養成講座の開催と充実を図る。 ・学校図書館システム用パソコン及びプリンタを更新し情報環境の向上を図る。 ・宗像市読書のまちづくり推進計画に基づき、学校図書館の段階的な地域開放の実現に向けて、調査、研究を行う。
30	市民文化芸術活動推進事業 <No30:文化芸術振興事業 (次世代文化・芸術育成事業) > No31:市民文化活動振興事業>	文化スポーツ課	※No30とNo31を統廃合 [No30]伝統文化の将来の担い手である子どもたちに子どもたちのころから本物の芸術文化を鑑賞・体験でき、またさまざまな伝統文化に触れることができる環境を提供する。市民活動団体、コミュニティ運営協議会、宗像ユリックスなどと協働し、文化芸術活動の場づくりや学習機会の充実を図る。将来を担う子どもに宗像ユリックスやコミュニティ・センターなど身近な場所で音楽など本物の文化芸術に触れられる機会を提供する。 [No31]文化協会が事業補助と事務局支援、ユリックスが設備提供を体験する。アマチュア文化芸術出前隊、データベースシステム構築、プロ芸術家派遣制度、文化芸術活動団体補助、芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭、伝統文化継承事業を行う。	伝統文化次世代継承事業として、継続して伝統文化出前授業と伝統文化出前コンサートを実施し、体験する機会を創出する。 芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭を実施し、子どもへの参加を促す。 福岡県立美術館や宗像ユリックスと連携し、福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」を実施し、鑑賞する機会を創出する。 障がい児の習得に関わらない多様性を認める社会実現に向けた文化芸術が果たす役割を推進するアートマネジメント人材育成事業の一環として、市内の小中学校特別支援学級の児童を対象にワークショップを実施し、文化芸術を体験・鑑賞する機会を創出する。	日本の伝統文化の体験機会を創出し、気軽に文化芸術に触れることができる機会を創出。宗像ユリックスを利用できない市民に本物の文化芸術を届ける、発表できる場を提供することなどを目的に各種事業を実施。 ・伝統文化次世代継承事業/体験会2回318人 ・出前授業/校250人 ・アートリー/45回、586人 ・未就園児とその親を対象としたコンサート/12回910人 ・大きなクスの木の下/美術館展/82人 ・宗像ユリックス/710人 (ミアーレジュニア合唱団119人/親子で楽しむジャズライブ207人/ミアーレ吹奏楽団500人コンサート343人/ジュニアアーティスト44人) ・その他、小/学4年生文化芸術鑑賞事業(920人)、ユリックスジュニアプラス(団員33人、毎週火曜日に練習)、障がい児を対象としたワークショップ(小学校2回/障害児通所支援事業所1回)	B	①事業の入場者(芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭) ②文化芸術活動事業補助金活用件数	①12,000人 ②10件	①7,849人 ②3件	①8,249人 ②2件	B	伝統文化次世代継承事業として、継続して伝統文化出前授業と伝統文化出前コンサートを実施し、体験する機会を創出する。 芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭を継続して実施し、子どもへの参加を促す。 ・大きなクスの木の下で美術館展を実施し、身近な環境で美術作品を鑑賞する機会を創出する。
32	グローバル人材育成事業	子ども育成課	小・中学生を中心とした青少年を対象に、語学力やコミュニケーション力を身につけるだけでなく、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機会の充実や国際交流の推進を図りながら、グローバル人材の育成を図る。子どもたちの動機づけを図るとともに、主体性、チャレンジ精神、他者との協働など、グローバル人材に必要な能力の向上を図る。市民や地域、企業や団体、大学など積極的に連携してグローバル人材の育成につながる事業を実施できるよう、受け皿となる組織を設立、運営する。	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	事業における回数や参加可能人数の増加、実施や学校との連携の充実が図れた。 宗像国際環境100人会議・宗像国際育成プログラム、グローバルアリーナに滞在する外国人選手等と市立学校との異文化交流事業、アジア太平洋子ども会議のホームステイ事業などを実施した。 宗像市グローバル人材育成プランに基づき設置している「宗像市グローバル人材育成協議会」を2回開催し、同プランの進捗や今後の施策について意見交換を行った。	B	英語を勉強中学生的割合	70%	68%	66%	B	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、各種人材育成事業を実施するとともに産官学が連携した協議会においてプランの進捗管理を行い市内人材育成の充実が図れた。
33	日本の次世代リーダー養成塾事業	子ども育成課	全国の高校生を対象とした「日本の次世代リーダー養成塾」を本市で開催し、市内高校生への参加機会や市民への愛護機会を提供するとともに、全国に宗像市をPRする。 同塾は、グローバル化が急速に進む世界において、各分野で世界に伍して活躍できるリーダーを育成する必要がある。このことから日本のリーダーになるための、日本の文化や歴史に対するしっかりとした知識と認識だけでなく、世界についての幅広い知識を身に付け、自らの意見を的確に主張できる能力を養うことを目的とした講義やディスカッションを行っている。	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	「日本の次世代リーダー養成塾」事務局と連携し、宗像市枠として市内在住高校生3名を参加させた。また、平成30年度は、事務局からの提案で、塾期間のうち1日だけ市内在住児童を塾に招き、高校生と共に学ぶ力・キレムが育ち、それに学習(宗南・吉武)の子どもが参加し、アジア近隣諸国や全国から参加した高校生180人と交流した。	B	次世代リーダー塾の延べ参加者数	26人	23人	20人	B	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、各種人材育成事業を実施するとともに産官学が連携した協議会においてプランの進捗管理を行い市内人材育成の充実が図れた。
34	国際交流支援事業	子ども育成課	民間レベルでの国際交流活動の充実・発展、国際交流団体同士の連携の促進や事業の実施を支援し、市民の異文化への理解と国際感覚の醸成を図る。青少年国際交流事業補助金事業の運営を行う。	宗像市地域国際交流連絡協議会を中心に国際交流や事業参加者の交流や活動の場を提供するとともに、市民レベルの国際交流活動がさらに推進できるよう同協議会の組織運営体制の見直しを検討する。	宗像市地域国際交流連絡協議会を定例会を開催し団体間で情報共有を図った。また、協議会主催事業を行い市民に国際交流の機会を創出した。 ニュージーランドで、文化・言語・生活様式を直接体験すること、国際的視野を持った次世代のリーダーを育成することを目的とし、5回の事前研修、7月30日～8月6日の8日間海外研修、事後研修を行った。 また、平成30年度は9月28日から10月2日までニュージーランドの中学生14人が来日し、城山中学校で交流を行うとともに市内でホームステイを実施した。	B	国際交流関連イベント参加者数	500人	718人	648人	B	宗像市地域国際交流連絡協議会を中心に国際交流や事業参加者の交流や活動の場を提供するとともに、市民レベルの国際交流活動がさらに推進できるよう同協議会の組織運営体制の見直しを検討する。
35	青少年海外派遣事業	子ども育成課	小中学生が国際的視野を持ち、学校生活や地域社会をより一層理解し、自己成長を図る。また、市内在住の小中学生をニュージーランドに派遣し、学校交流やホームステイなどを行うことで異文化交流と生きた英語に触れる機会を提供し、国際的視野を持った次世代リーダーを育成する。また、ニュージーランドからの使節団を受け入れ、学校交流やホームステイを行う他、OB 会の活動を支援する。	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	ニュージーランドで、文化・言語・生活様式を直接体験すること、国際的視野を持った次世代のリーダーを育成することを目的とし、5回の事前研修、7月30日～8月6日の8日間海外研修、事後研修を行った。 また、平成30年度は9月28日から10月2日までニュージーランドの中学生14人が来日し、城山中学校で交流を行うとともに市内でホームステイを実施した。	B	ニュージーランド派遣事業の延べ参加者数	484人	464人	444人	B	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、各種人材育成事業を実施するとともに産官学が連携した協議会においてプランの進捗管理を行い市内人材育成の充実が図れた。

No./AI	事業名	【所管課】	事業概要	平成30年度実施計画	平成30年度実施状況	H30年度 評価	成果の目標値			令和元年度の実施計画	現計達成 率	5か年(027～31)の実績及び達成率を選んだ理由	
							指標名	H元年度目標	H5年度実績				H5年度内実績
36	子ども育成推進事業(イングリッシュサマーキャンプ)	子ども育成課	子ども基本条例が目指す子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子どもの体験活動の充実を図ることと、子どもの自然体験を高め、個性を伸ばすこととを将来の夢を持つ子どもを育成することにより、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	普段とは異なる環境で英語を母国語とする人などと英会話による様々な体験活動を行うことにより、宗像市子ども基本条例に基づく学習意欲の向上や他国との交流や価値観の違いを理解し尊重するとともに、そうぞう力を持って世界とコミュニケーションができるグローバル人材の育成を目的とし、8月23日から25日までの2泊3日宿泊型事業に市内小学生5・6年生の50人が参加した。	B	イングリッシュサマーキャンプ事業の延べ参加者数	448人	448人	398人	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	B	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、各種人材育成事業を実施するとともに産学官が連携した協議会においてプランの進捗管理を行い市内人材育成の充実が図れた
37	子ども育成推進事業(グローバル人材育成プログラム)	子ども育成課	地域の若者を海外へ派遣し、同世代との交流を通じて将来を担うグローバルな人材を育成することを目的とした宮若市・トヨタ自動車九州校、宗像市による3者協同事業で、海外ホームステイや海外企業の訪問を行い、日本経済を支える産業への理解や異文化体験などを通じてグローバル人材の育成を目指す。	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	宮若市・トヨタ自動車九州・宗像市の3者連携事業で地域の若者を海外へ派遣し、①異文化体験を通じて、他国の歴史・文化への理解を深め、コミュニケーション能力向上を図る。②日本や地元地域についての紹介・意見交換を通じて、その良さと伝統を再確認し、愛着をもってもらう。③生産拠点の訪問を通じて、日本経済を支えるモノづくりや自動車産業への理解を深め、関心を高めることによりグローバル人材の育成を目指す。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	B	カナダ研修の延べ参加者数(宗像市)	43人	38人	33人	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、関係部署、関係団体の活動を支援、コーディネートしていく。学校や地域、団体、企業等と積極的に連携を図り、宗像国際育成プログラムや海外研修事業、宗像ガイド事業、イングリッシュ・キャンプ等を実施するとともに、APCCや日本の次世代リーダー養成塾等と協力し、グローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成協議会を中心に大学や市内国際交流団体等と連携し、国際交流、事業参加者の交流や活動の場を提供することによりグローバル人材を育成する。宗像市グローバル人材育成プランの進捗管理を実施する。グローバル人材育成事業の効果的な実施のあり方について検討を行う。	B	宗像市グローバル人材育成プランに基づき、各種人材育成事業を実施するとともに産学官が連携した協議会においてプランの進捗管理を行い市内人材育成の充実が図れた
38	子どもの権利救済事業	子ども支援課	子ども基本条例に定める子どもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、公的第三者機関である子どもの権利救済委員及び救済委員を構成する子どもの権利相談員を置く、併せて相談窓口としてのむなかた子どもの権利相談室を設置し、子どもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、助言・調査・調整・要請・勧告などを実施する。	・子どもの権利救済機関及び子どもの権利相談室の運営を行う。 ・小中学校での出張相談を継続実施する。 『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2018宗像』を開催する。	・子どもの権利救済機関及び子どもの権利相談室において電話相談や面接相談を行い、子どもの権利に関する相談に対応した。 ・小中学校での出張相談を継続実施し、直接子どもとふれあひながら適時相談対応できるように努めた。 ・『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2018宗像』を開催した。	A	①子どもの権利相談室認知率 ②子どもの権利相談室相談件数	①90% ②-	①95.6% ②626件	①97.3% ②348件	B	子どもの権利救済委員会や随時行う相談対応により子どもの権利を守る南の支援ができた。各小中学校での相談室を行うことで、児童・生徒の身近な場所で安心して相談できる環境づくりができた。	
39	子ども家庭相談事業	子ども支援課	要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を活用し、用い、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ひとり親家庭への相談援助活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会の広報・啓発・研修機能を活用し、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。家庭児童相談室における子ども家庭相談援助活動の体制強化を図る。ケース検討会議を更に活発に実施することなどを通じて、子どもがかかわるすべての関係機関や施設など連携を図ることにより、効果的な援助活動を推進する。	・子ども相談支援センター子ども家庭相談室を開設。子ども家庭ソーシャルワーカー(家庭児童相談員)とスクールソーシャルワーカーを配置して、子ども家庭支援における福祉と教育の連携を強化する。また、センター内の発達支援、適応指導教室との連携強化を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の活動を推進する。 ・複健困難化する相談支援内容に対応するため、専門性を有する正規職員の継続配置や、相談員の常勤化、スクールソーシャルワーカーの増員など体制の強化について関係協議する。	・子ども相談支援センター子ども家庭相談室を開設。子ども家庭相談員(家庭児童相談員)とスクールソーシャルワーカーを配置して、子ども家庭支援における福祉と教育の連携し相談支援の強化が図れた。また、センター内の発達支援、適応指導教室と連携し児童生徒の支援を効果的に行うことができた。 ・要保護児童対策地域協議会を開催し虐待支援を行った。 ・複健困難化する相談支援内容に対応するため、専門性を有する正規職員の継続配置や、相談員の常勤化、スクールソーシャルワーカーの増員など体制の強化について協議し職員は拡充が図れた。	B	家庭児童相談室相談件数	-	8,664件	9,082件	B	・子ども家庭相談員とスクールソーシャルワーカーを拡充し、子ども家庭支援における福祉と教育の相談支援の強化が図れた。また、センター内の発達支援、適応指導教室との連携強化を継続して行う。 ・要保護児童対策地域協議会を全小中学校で開催する。 ・強化した相談支援内容に対応するため、正規職員や専門職員の能力の向上や専任化に努める。また、業務の緊急性や重要度等評価し、職員の適正配置や体制の強化について協議する。	
96	放課後子ども総合プラン事業	子ども育成課	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう国の放課後子ども総合プランを活用し放課後子ども教室の整備を行う。放課後児童クラブ(学童保育)との連携、地域住民の協力を得て、放課後等における市内の児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う子屋、学び塾等を開設する。実施を希望する学校、コミュニティを調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進する。教育委員会、学童保育関係者の理解、協力により実施体制を構築する。(平成31年度までに、市内5小学校区での実施を目指す。)	就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう学童保育所及び地域住民の参画を得て、学習支援や体験交流活動等を市内6カ所(吉武、赤間西、日の里、玄海、岬、大島)で行う。	就学児童に対し、6地区(吉武、赤間西、日の里、玄海、岬、大島)のコミュニティが実施、補助を行いながら放課後等の学習支援、多様な体験活動を実施した。	B	①放課後子ども総合プラン事業開催地区数 ②放課後子ども総合プラン事業参加者数	①6地区 ②7,200人	①6地区 ②6,678人	①6地区 ②5,522人	B	市内6カ所(吉武、赤間西、日の里、玄海、岬、大島)にて学童保育所及び地域住民と協働し、就学児童に放課後等の学習支援や多様な体験活動を行うことができる場を提供した。また、鹿児島という地理的要因で塾や習い事へ通うことが困難な地域においても、放課後子ども教室の整備を行い、学習支援を実施した。	
97	世界遺産学習推進事業	教育政策課	世界遺産学習検討委員会を設置して、世界遺産学習に関する研究を行い、カリキュラムや教材を作成する。児童生徒が世界遺産候補をはじめとする歴史文化について学習する際のバス代を助成する。世界遺産学習推進協議会に加えて、他自治体と情報交換を行うとともに、本市について広PRする。	世界遺産学習を市内の全市立学校で本格実施する。また、昨年度に引き続き、市立学校の児童生徒が世界遺産の歴史文化を学習する際の移動バス代を助成し、本市にある貴重な文化財に触れ合うとともに、この地域に誇りを感じてもらう機会を設ける。加えて、世界遺産学習推進協議会の全国サミットを本市で開催し、本市における世界遺産学習を広くPRするとともに、他自治体との情報交換を行う。	・平成30年度から全ての市立学校において世界遺産を核としたふるさと学習を本格実施した。世界遺産学習検討委員会で作成した副読本を授業で活用するとともに昨年度に引き続き、小学校に対し、ふるさと学習の校外学習に係るバス代を助成した。 ・平成30年11月17日には、世界遺産学習連絡協議会の全国サミットinむなかたをユリックス(イベントホール)で開催し、世界遺産学習をPRするとともに、全国子どもサミットに市内小・義務教育学校の5年生が全員参加して、他世界遺産所有市町の児童生徒との情報交換を行った。	A	「宗像沖ノ島と関連遺産部」の体験学習実施校数	15校	14校	15校	B	世界遺産学習を市内の全市立学校で継続実施する。また、昨年度に引き続き、市立小・義務教育学校の児童が世界遺産の歴史文化を学習する際のバス代を助成し、本市にある貴重な文化財に触れ合い、地域に誇りを感じてもらう機会を設ける。元年度から、市立学校からの行政職員(ゲストティーチャー)のリクエストや社会科課程への施設見学会の依頼窓口を教育政策課に一本化する「ふるさとふるさ講座」を開設し制度利用の周知に努める。	